

南砺市の給与・定員管理等について

令和4年度における南砺市の給与・定員管理について、次のとおり公表します。
なお、一部の項目については、令和5年4月1日現在の状況を公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

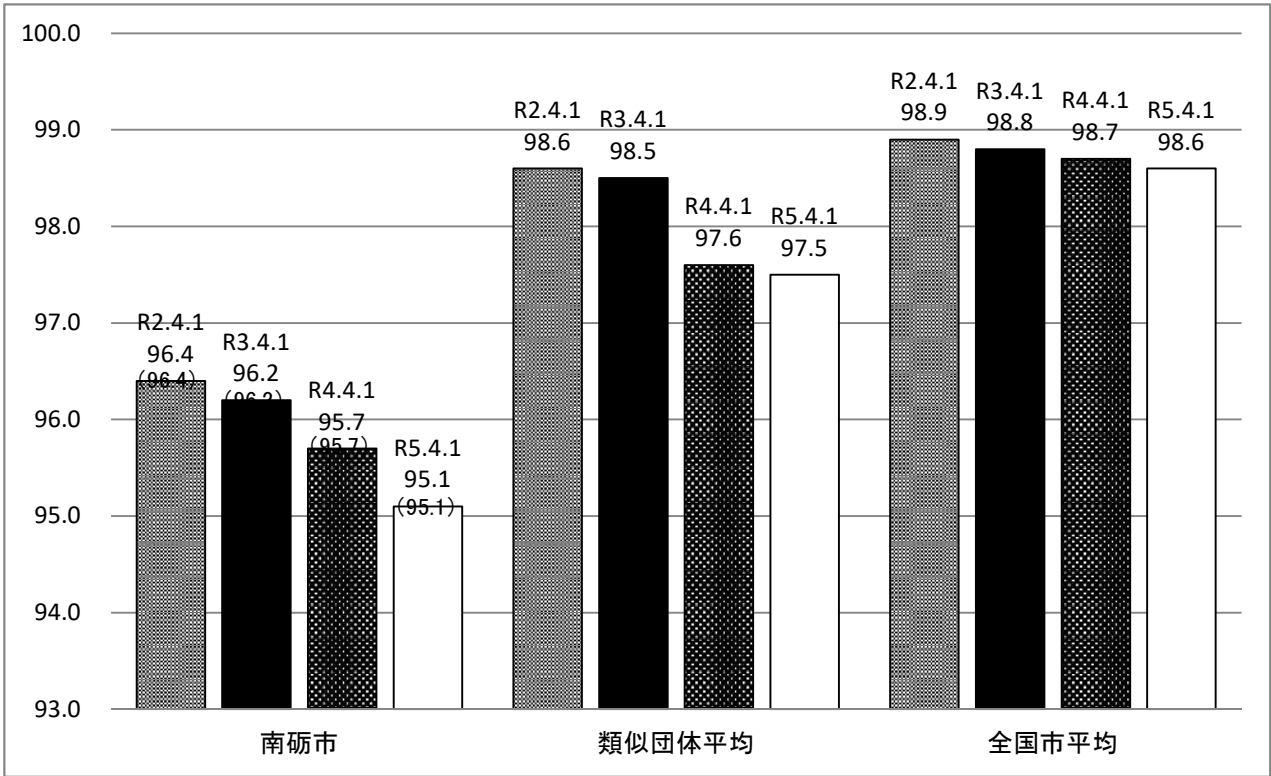
区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
4年度	人 47,778	千円 35,550,460	千円 2,350,733	千円 4,873,627	% 13.7	% 13.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 519	千円 1,790,701	千円 189,929	千円 690,402	千円 2,671,032	千円 5,146	千円 5,732

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
※なお、南砺市においては地域手当支給の該当無し。
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレース指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

※人事委員会を設置していないので、記載無し

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容
(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日
(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。初任給に係る号給は引下げなし。3級以上の高位号給は最大4%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

※地域手当は支給していない。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

※無し

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南砺市	43.3歳	316,182 円	359,253 円	336,630 円
富山県	43.4歳	321,576 円	393,093 円	350,854 円
国	42.4歳	322,487 円	- 円	404,015 円
類似団体	42.3歳	314,496 円	377,026 円	341,877 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民間			参考
	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
南砺市	54.2歳	33 人	295,655 円	309,467 円	297,303 円	—	—	—	—
うち学校給食員	54.2歳	12 人	297,400 円	307,150 円	298,650 円	調理士	45.8 歳	259,000 円	1.19
うち用務員	54.6歳	5 人	296,480 円	308,480 円	299,480 円	用務員	49.1 歳	241,700 円	1.28
うち自動車運転手	55.7歳	3 人	298,033 円	338,319 円	303,100 円	自家用自動 車運転者	62.8 歳	198,400 円	1.71
富山県	59.6歳	13 人	254,669 円	274,046 円	260,293 円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941 人	286,942 円	— 円	329,178 円	—	—	—	—
類似団体	51.6歳	13 人	295,647 円	325,093 円	306,679 円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
南砺市	—	—	—
うち学校給食員	5,024,100 円	3,441,600 円	1.46
うち用務員	5,035,920 円	3,253,900 円	1.55
うち自動車運転手	5,400,977 円	2,466,500 円	2.19

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和2～令和4年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)

- 1 「平均給料月額」とは、5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	南砺市	富山県	国
一般行政職			
大学卒	185,200 円	191,700 円	185,200 円
高校卒	154,600 円	158,900 円	154,600 円
技能労務職			
高校卒	151,900 円	151,900 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
部 門				
一般行政職				
大学卒	262,002 円	299,422 円	354,844 円	398,891 円
高校卒	- 円	269,400 円	317,500 円	377,426 円
技能労務職				
高校卒	- 円	- 円	- 円	294,948 円
中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

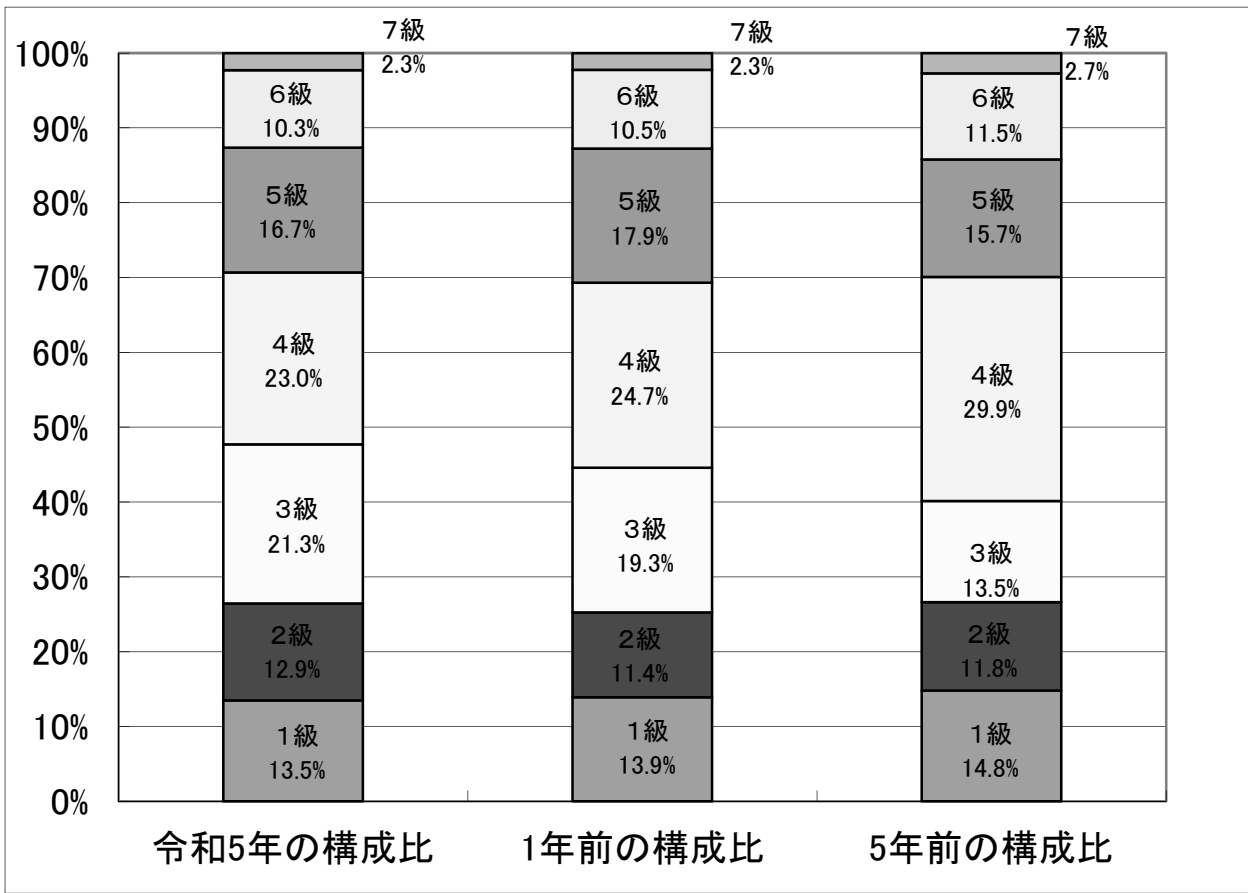
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	主事、技師	47 人	13.5 %	150,100 円	247,600 円
2級	主事、技師	45 人	12.9 %	198,500 円	304,200 円
3級	係長、主任	74 人	21.3 %	234,400 円	350,000 円
4級	課長補佐	80 人	23.0 %	266,000 円	381,000 円
5級	主幹	58 人	16.7 %	290,700 円	393,000 円
6級	次長、課長	36 人	10.3 %	319,200 円	410,200 円
7級	部長	8 人	2.3 %	362,900 円	444,900 円

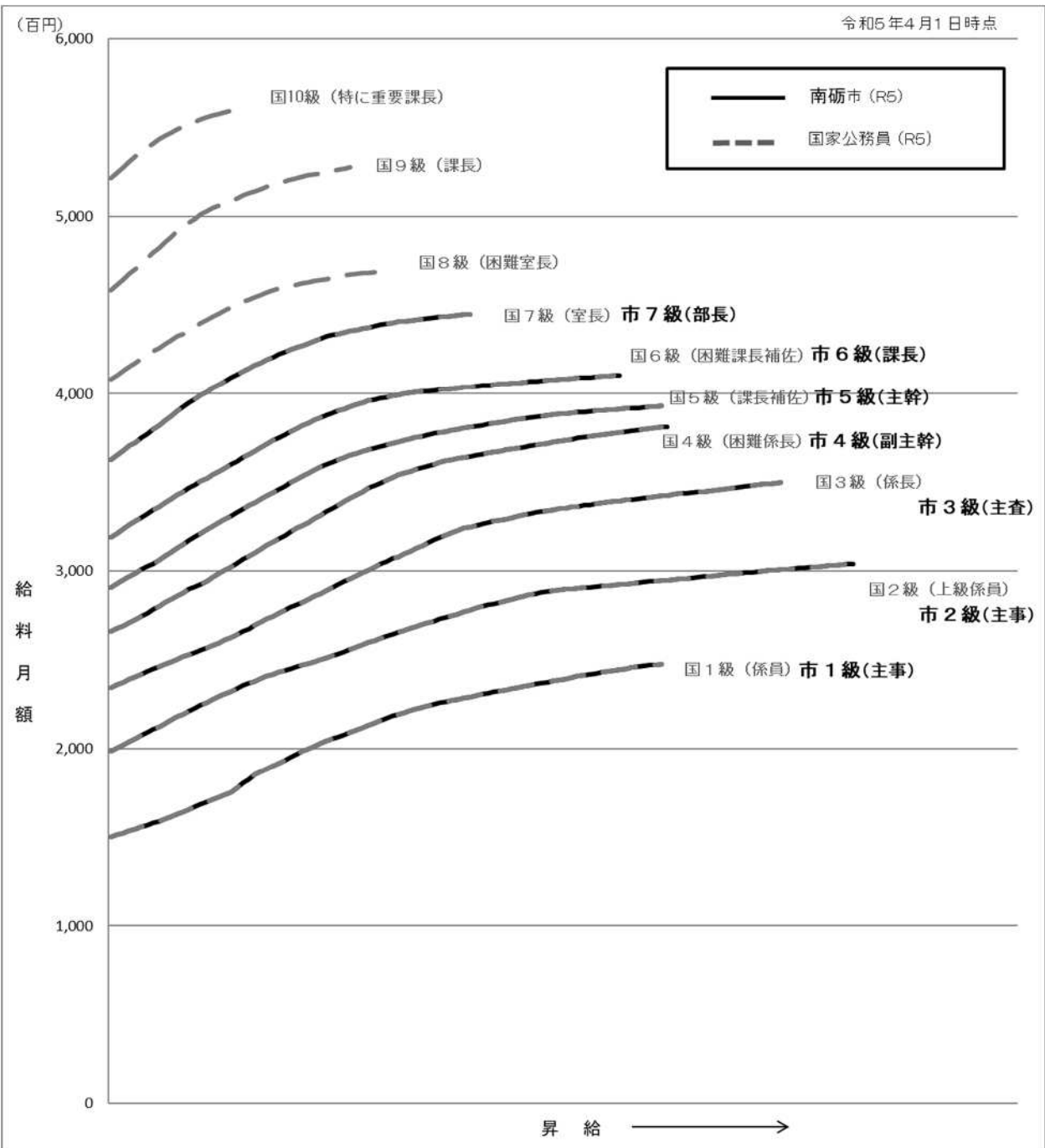
(注) 1 南砺市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))

(令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(南砺市)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南砺市	富山県	国
1人当たり平均支給額 (4年度) 1,330 千円	1人当たり平均支給額 (4年度) 1,579 千円	1人当たり平均支給額 (4年度) - 千円
(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 -	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(南砺市)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和5年4月1日現在)

南 砺 市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3～45%加算)
(退職時特別昇給 無)	(退職時特別昇給 無)
1人当たり平均支給額 2,736 千円 17,880 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給なし

(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績	(4年度決算)	311,936 千円
支給職員1人当たり平均支給年額	(4年度決算)	529,602 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	(4年度決算)	56.36 %
手当の種類(手当数)		11

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(4年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務課に勤務する職員	市税の徴収又は滞納処分に関する業務	21 千円	日額300円(滞納処分については日額450円)
防疫等作業等手当	防疫等作業に従事する職員	感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護 感染症の物件の処理	35,405 千円	日額290円(新型コロナウイルス感染症に係る作業で規則で定めるものについては日額3,000円又は4,000円)
用地交渉等手当	建設課、都市計画課に勤務する職員	用地取得等のために行う交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償のために行う交渉の業務	0 千円	日額300円
医師業務手当	病院又は診療所に勤務する医師又は歯科医師	1.医療又は公衆衛生業務 2.夜間及び休日等に行う救急医療業務	64,604 千円	1.月額500,000円の範囲内 2.1回につき18,600円の範囲内
医師研究業務手当	病院又は診療所に勤務する医師又は歯科医師	地域医療の向上のために行う、研究その他保健指導業務	73,440 千円	月額150,000円
病院等業務手当	病院、訪問看護ステーション等に勤務する職員	病院等の業務	54,752 千円	月額11,000円の範囲内 加算(手術補助業務:日額150円、死後処置業務:1回につき1,400円、死体解剖業務:1体につき3,000円)
訪問看護業務手当	訪問看護ステーションに勤務する職員	訪問看護ステーションの業務	2,241 千円	看護師、准看護師、保健師、作業療法士、理学療法士及び言語聴覚士 月額 8,000円
夜間看護等業務手当	病院に勤務する看護師又は准看護師である職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)において行われる看護又は介護の業務	54,200 千円	1回につき6,800円の範囲内 通勤距離による加算(片道5km以上:760円、片道5km未満:380円)
早朝調理業務手当	病院で調理業務に従事する職員	正規の勤務時間による勤務の始まりが深夜(午後10時から翌日5時まで)において行われる業務	0 千円	通勤距離が片道5km以上:1回につき760円、通勤距離が片道5km未満:1回につき380円
緊急呼出業務手当	病院又は訪問看護ステーションに勤務する職員	正規の勤務時間外に緊急の呼び出しに応じて行う医療業務等	16,452 千円	医師:1回につき2,500円 看護師等:日額2,400円(休日等勤務加算1,200円) 上記以外:日額1,200円
保育等業務手当	保育園等に勤務する職員	保育園等の業務	10,821 千円	月額7,000円

※水道企業会計を除く手当支給の実績

(5) 時間外勤務手当

支給実績	(4年度決算)	133,148 千円
職員1人当たり平均支給年額	(4年度決算)	156 千円
支給実績	(3年度決算)	121,157 千円
職員1人当たり平均支給年額	(3年度決算)	133 千円

※水道企業会計を除く手当支給の実績

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当

(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 6500 円 子 月額 10000 円 配偶者、子以外の扶養親族 月額 6500 円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加算額 1人につき 月額 5,000 円	同	—	71,028 千円	248,350 円
住居手当	家賃、間代を月額16,000円以上 支払っている職員に対し、家賃等 最高 28,000 円 の額に応じて支給(月額)	同	—	34,083 千円	233,447 円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等の額に同じ ・定期券と回数券のうち、安価な法の額 ・定期券は6月以内の最も長い期間のものの額による。 自動車等使用者 通勤距離に応じて、月額2,600円～24,500円	異	* 1 参照	76,054 千円	85,742 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に、当該職の区分に応じて、月額14,800円～137,700円を支給	同	—	104,051 千円	541,931 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられたときに支給 月額4,400円～20,000円	同	—	23,342 千円	245,702 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×勤務時間数	同	—	24,673 千円	142,621 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当支給対象者等が、臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合に支給 勤務6時間以下 4,000円～10,000円 勤務6時間超え 6,000円～15,000円	異	* 2 参照	4,435 千円	47,181 円
寒冷地手当	寒冷地に居住する職員に支給 ・世帯主である職員 扶養親族有 17,800 円 扶養親族無 10,200 円 ・その他職員 7,360 円	同	—	3,745 千円	56,746 円

※水道企業会計を除く手当支給の実績

* 1 通勤手当(自動車等の使用者)

片道の使用距離	支給額	
	南砺市	国
～ 5km	2,600 円	2,000 円
5km ～ 10km	5,200 円	4,100 円
10km ～ 15km	7,800 円	6,500 円
15km ～ 20km	10,400 円	8,900 円
20km ～ 25km	13,000 円	11,300 円
25km ～ 30km	15,600 円	13,700 円
30km ～ 35km	17,500 円	16,100 円
35km ～ 40km	19,400 円	18,500 円
40km ～ 45km	21,300 円	20,900 円
45km ～ 50km	22,100 円	21,800 円
50km ～ 55km	22,900 円	22,700 円
55km ～ 60km	23,700 円	23,600 円
60km ～	24,500 円	24,500 円

* 2 管理職員特別勤務手当

区分	支給額			
	南砺市(6時間超えの場合)		国(6時間超えの場合)	
1種	10,000 円	(15,000) 円	12,000 円	(18,000) 円
2種	10,000 円	(15,000) 円	10,000 円	(15,000) 円
3種	10,000 円	(15,000) 円	8,500 円	(12,750) 円
4種	8,000 円	(12,000) 円	7,000 円	(10,500) 円
5種	8,000 円	(12,000) 円	6,000 円	(9,000) 円
6種	8,000 円	(12,000) 円	— 円	— 円
7種	6,000 円	(9,000) 円	— 円	— 円
8種	6,000 円	(9,000) 円	— 円	— 円
9種	4,000 円	(6,000) 円	— 円	— 円
10種	4,000 円	(6,000) 円	— 円	— 円

5 特別職の報酬等の状況

(令和5年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	890,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額	
	市 副 市 長	720,000 円	980,000 円	382,500 円
報 酬	議 長	460,000 円	794,000 円	512,000 円
	議 副 議 長	410,000 円	600,000 円	327,000 円
	議 副 議 員	380,000 円	540,000 円	279,000 円
期 末 手 当	市 長	(4年度支給割合)		
	市 副 市 長	3.30 月分		
退 職 手 当	議 長	(4年度支給割合)		
	議 副 議 員	3.30 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 副 市 長	89万円×在職月数×0.5 72万円×在職月数×0.28	21,360千円 9,677千円	任期毎 任期毎

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、
1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

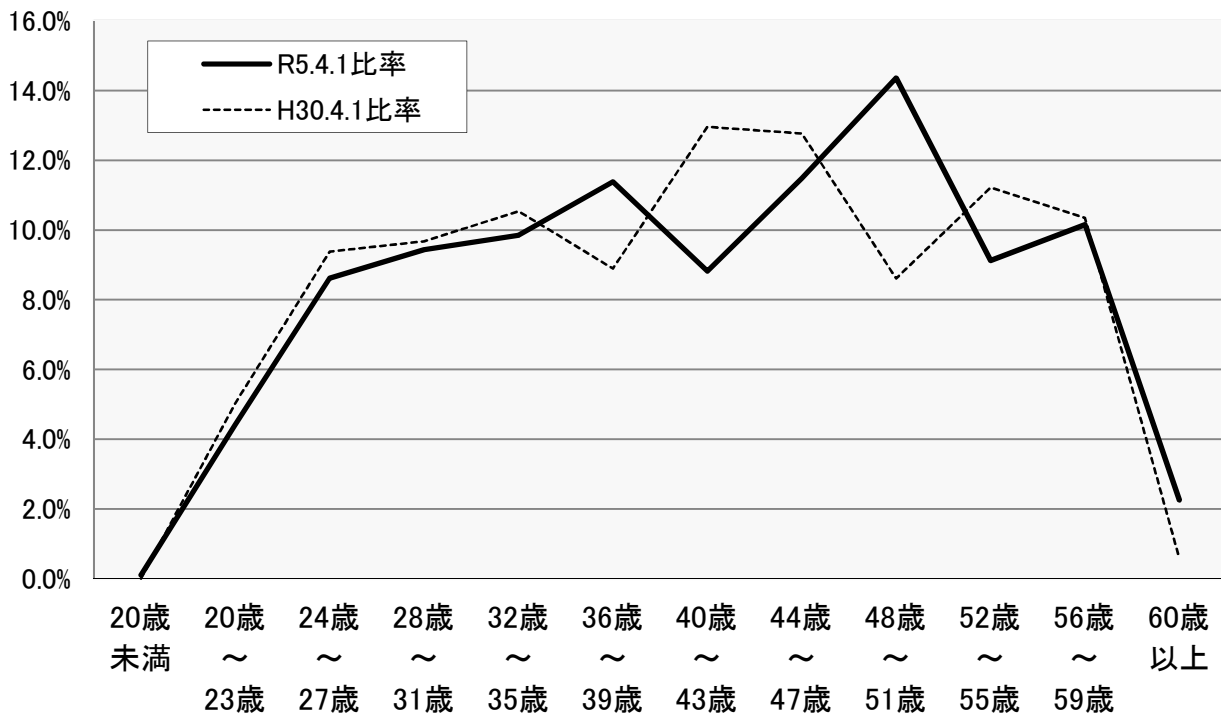
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
部 門		令和5年	令和4年		
普 通 会 計 部 門	総務企画	120	122	△ 2	退職者の不補充
	税 務	22	22	0	
	一 般 行 政 部 門	193	208	△ 15	退職者の不補充(保健師、保育士)
	民 生	28	29	△ 1	退職者の不補充
	衛 生	16	17	△ 1	退職者の不補充
	商 工	1	1	0	
	農 林 水 産	24	25	△ 1	退職者の不補充
	土 木	28	30	△ 2	退職者の不補充
	議 会	6	7	△ 1	育休代替職員の任期終了
	小 計	438	461	△ 23	(参考:人口1万当たり職員数 91.67人) (類似団体人口1万人当たり職員数 68.94人)
公 営 企 業 計 等 部 門	教育部門	60	58	2	
	合 計	498	519	△ 21	(参考:人口1万当たり職員数 104.23人) (類似団体人口1万当たり職員数 88.71人)
	水道事業	9	9	0	
	下水道	7	7	0	
	病院	402	410	△ 8	退職者の不補充
	介護	9	26	△ 17	計上方法の変更
	国保	25	22	3	計上方法の変更
合 計	その他	25	10	15	計上方法の変更
	小 計	477	484	△ 7	
合 計		975 [1,040]	1,003 [1,070]	△ 28	(参考:人口1万当たり職員数 204.07人)

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	43人	84人	92人	96人	111人	86人	112人	140人	89人	99人	22人	975人
構成比	0.1%	4.4%	8.6%	9.4%	9.8%	11.4%	8.8%	11.5%	14.4%	9.1%	10.2%	2.3%	100.0%

※教育長を含まない

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

年 度 部門別	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	473	468	468	462	461	438	△ 35 (△ 7.4%)
教育	76	74	59	58	58	60	△ 16 (△ 21.1%)
普通会計計	549	542	527	520	519	498	△ 51 (△ 9.3%)
公営企業等会計計	485	493	500	493	484	477	△ 8 (△ 1.6%)
総合計	1,034	1,035	1,027	1,013	1,003	975	△ 59 (△ 5.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	千円 2,370,193	千円 △ 841,378	千円 63,624	2.7%	2.6%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
4年度	人 10	千円 35464	千円 5837	千円 9044	千円 50,345	千円 5,035

(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
千円 5,146

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

平成16年11月1日に合併

2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
南 砺 市	47.7 歳	311,783 円	419,542 円
団 体 平 均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円
事 業 者	- 歳		- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

南砺市		南砺市(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額 (4年度)		1人当たり平均支給額 (4年度)	
904 千円		1,330 千円	
(4支給割合)		(4支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分
(1.35) 月分	(0.95) 月分	(1.35) 月分	(0.95) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	
・管理職加算 -		・管理職加算 -	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (令和5年4月1日現在)

南 砺 市			南砺市(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
(退職時特別昇給	無)		(退職時特別昇給	無)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	2,736 千円	17,880 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

支給なし

エ 特殊勤務手当

支給実績	(4年度決算)	0	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額	(4年度決算)	0	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合	(4年度)	0	%	
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
徴収業務等手当	水道事業企業職員	勤務時間外における滞 納水道料金等の徴収業 務及び開閉栓業務	0 千円	日額500円

オ 時間外勤務手当

支給実績	(4決算)	1,816 千円
職員1人当たり平均支給年額	(4決算)	303 千円
支給実績	(3年度決算)	1,370 千円
職員1人当たり平均支給年額	(3年度決算)	137 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当

(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 6,500 円 子 月額 10,000 円 配偶者、子以外の扶養親族 月額 6,500 円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加算額 1人につき 月額 5,000 円	同	—	1,710 千円	342,000 円
住居手当	家賃、間代を月額16,000円以上 支払っている職員に対し、家賃等 最高 28,000 円 の額に応じて支給(月額)	同	—	0 千円	0 円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等の額に同じ ・定期券と回数券のうち、安価な方の額 ・定期券は6月以内の最も長い期間のものの額による。 自動車等使用者 通勤距離に応じて、月額2,600円～24,500円	同	—	382 千円	63,600 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に、当該職の区分に応じて、月額14,800円～137,700円を支給	同	—	857 千円	428,400 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられたときに支給 月額4,400円～20,000円	同	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×勤務時間数	同	—	0 千円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当支給対象者等が、臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合に支給 勤務6時間以下 4,000円～10,000円 勤務6時間超え 6,000円～15,000円	同	—	0 千円	0 円
寒冷地手当	寒冷地に居住する職員に支給 ・世帯主である職員 扶養親族有 17,800 円 扶養親族無 10,200 円 ・その他職員 7,360 円	同	—	0 千円	0 円